

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	中央卸売市場	
許 認 可 等 名	市場施設の変更の承認	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例	
根 拠 条 項	第64条第1項	
連 絡 先	(電話 628 - 2759)	
審 査 基 準	<p>(原状変更の禁止)</p> <p>第64条 使用者は、市長の承認を受けずに市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。</p> <p>2 使用者が市長の承認を受けて、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対し返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。</p> <p>(市場施設変更申請)</p> <p>第71条 条例第64条第1項に規定する市長の承認(以下「変更承認」という。)を受けようとする者は、市場施設変更承認申請書に設計図面及び費用見積書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市場施設備付け以外の看板、装飾及び広告物等を設けようとするときも前項と同様とする。</p> <p>3 市長は、変更承認をした後でも必要と認めるときは、変更承認を受けた者に対し相当の指示をし、又は変更させ、若しくは除去を命ずることができる。</p> <p>4 変更承認又は前項の指示等を受けた者は、工事しゅん工後、市場施設変更工事しゅん工届により、遅滞なく市長に届け出て、その検査を受けたあとでなければその施設を使用することができない。</p> <p>* 市場施設変更承認申請書は、別紙様式第53号とする。</p>	
	参 考 事 項	原則として、申請があった場合には承認を行う。
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間</p> <p>総日数 5日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)